

新型コロナウイルスで
お困りの皆様へ

こんなことでお困りではありませんか？

「緊急事態宣言が出て、仕事ができないため、解雇・雇止め・給与減額などされてしまった」

「新型コロナウイルスの影響で業績悪化し、破産や個人再生を考えている」

「新型コロナウイルスの影響を理由に、就職予定先から内定・採用取り消しの連絡があった」

「特別定額給付金について詐欺にあって、第三者にお金を振り込んでしまった、不当な請求をされた」

「アパートの大家をしているが、家賃をはらってもらえない」

「新型コロナウイルスの影響を理由に、取引先から入金してもらえない」

など・・・

まずはお電話ください！

2020年6月末まで新型コロナウイルスに関する相談は初回30分無料！

（法テラスの資力基準を満たす場合は、法テラス無料法律相談を利用いただけます。）

吉原稔法律事務所 077-510-5262（平日9:30～17:30）

「新型コロナウイルスの件で相談したい。ホームページを見た」と仰っていただくとスムーズです。

※注 感染対策のため、人員削減して対応しておりますので、電話がつながりにくくなっております。